

別紙

建設機械等レンタル基本約款 修正概要

第1条(総則)

⇒第6条(補償制度)の認識を強調させるための「レンタル締結の目的」を記述する修正案を提言したが、すべての会員が補償制度を導入している訳ではないため、動産賃貸借の範囲に関する言及に再考し、旧文書に再訂正(原文に回帰)したものの。

第5条(基本管理料)

第6条(サポート料)

⇒平成30年度の流通委員会会議にて、第4条と絡めてこれらの表記は残されたい…との意向より、文書は残す事としたもの。また、表記についても他社で利益供与の疑念が発生した例を受けて、表現について訂正を施したものの。

第9条(物件の検収)

第10条(契約不適合責任)

⇒令和2年4月1日施行の改正民法より、「瑕疵担保責任」⇒「契約不適合責任(契約適合性の担保)」に合わせた修正を施したものの。

第20条(特定情報)

⇒令和元年度の流通委員会会議にて、変更を承認されたものの、後々の調査にて「特定情報」の言葉が「特定サイトへの会員登録等に限定された定義」の用語として存在していたこと、及び個人情報保護法に関する約款定義の必要性を再認識したことより文書を再考し、個人情報として旧文書に再訂正(原文に回帰)を施したものの。

第19条(不返還となった場合の損害賠償及び措置)

第21条(個人情報の登録及び利用の同意)

⇒独禁法(特定事業者との取引制限を生じさせ得る情報提供)による法的リスクを鑑み、条文削除又は表現の訂正を提言頂いているもの。平成30年度の流通委員会会議では、情報収集の実態が無く、会員各社の立場よりユーザーへのけん制も鑑みて多少のリスク覚悟で表現を残したいとして一旦定めたもの。(こちらについては最終意思確認をお願いします)

第28条(連帯保証人)

⇒令和2年4月1日施行の改正民法より、連帯保証人設定時に於ける個人根保証設定に関する設定条件に合わせた修正を施したものの。